

令和8年5月22日

保護者の皆様へ

高槻市教育委員会

高槻市立第一中学校

非常変災時等における臨時休業措置等の判断基準について

平素は、本市の教育活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。
います。

令和8年5月29日から運用される「新たな防災気象情報」および
令和6年4月1日施行の気候変動適応法及び独立行政法人環境再生
保全機構法の一部を改正する法律に基づき、高槻市立中学校では、生
徒の安全に万全を期するため、別紙のとおり、臨時休業措置等の判断
基準を一部変更し、令和8年5月29日より運用を開始しますので、
ご確認いただきますようお願いいたします。

非常変災時等における臨時休業措置等の判断基準

- 1 高槻市に「レベル3警報（氾濫・大雨）」「レベル4危険警報（氾濫・大雨）」「暴風（暴風雪）警報」「大雪警報」（「レベル3土砂災害警報」「レベル4土砂災害危険警報」）*のいずれかが発表された場合

	警報	対応	備考
登校前	午前7時現在、いずれかの警報が発表されている場合	自宅待機	給食は中止
	午前9時までに全ての警報が解除された場合	登校（午前中授業）	
	午前9時現在、いずれかの警報が発表されている場合	臨時休業	
登校後	いずれかの警報が発表された場合	<p>【暴風（暴風雪）警報】</p> <p>◆安全を確認した上で原則速やかに下校します</p> <p>【氾濫・大雨・大雪・土砂災害警報】</p> <p>◆原則下校ですが、下校させるのが危険な場合や短時間で警報が解除される見込みがある場合は学校で待機します*</p> <p>※下校時刻や下校方法は、状況によって判断します</p>	給食の有無は、状況によって判断します。

- 大型の台風接近時など、警報の発表が明らかに予想される場合は、市教委の指示により、前日までに臨時休業を決定する場合があります。
- 上記以外にも、地域の特性により、学校長の判断で臨時休業とする場合があります。

※ 「レベル3土砂災害警報」「レベル4土砂災害危険警報」のみの発表時は、学校区に土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域を含む以下の学校のみ上記の対応となります。

※ 「レベル3土砂災害警報」「レベル4土砂災害危険警報」いずれかのみが発表された際に臨時休業となる学校

第二中学校、第八中学校、第九中学校、阿武野中学校、五領中学校、芝谷中学校、阿武山中学校、芥川小学校、真上小学校、磐手小学校、奥坂小学校、清水小学校、北清水小学校、樫田小学校、安岡寺小学校、南平台小学校、五領小学校、北日吉台小学校、日吉台小学校、阿武山小学校

- 2 高槻市に「レベル5特別警報（氾濫・大雨・土砂災害）」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」「大雪特別警報」が発表された場合

	警報	対応	備考
当日	「特別警報」が発表された場合	臨時休業	給食は中止

- 避難指示等に従い避難場所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまるなど、直ちに命を守る行動をとるようにしてください。
- 翌日の措置については、学校施設や通学路の状況により判断します。

3 高槻市に震度5弱以上の地震が発生した場合

	地震	対応	備考
当日	震度5弱以上の地震が発生した場合	臨時休業	給食は中止

- 登下校中に震度5弱以上の地震が発生した場合について、学校では、揺れが収まった後、学校か自宅の近いほうに避難するよう生徒に指導しています。
- 登校後に震度5弱以上の地震が発生した場合は、事前に保護者にお知らせするルールに基づき下校させます。
- 震度4以下の場合は原則通常どおりとしますが、被害状況により臨時休業とする場合があります。
- 翌日の措置については、学校施設や通学路の状況により判断します。

上記の基準に関わらず、児童生徒を登校させるのが危険であると保護者が判断する場合は、状況が落ち着き、安全が確認されてから登校させてください。この場合は、その旨を学校へお知らせください。

4 大阪府に「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が発表された場合

	警報	対応	備考
前日	熱中症特別警戒情報が発表された場合	臨時休業	給食は中止